



平成 19 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド  
代表者名 取締役会長兼社長 中 保 章  
(コード番号 9671 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 総務部担当  
氏 名 田 中 敏 樹  
(TEL044 - 966 - 1131)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 22 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月開催予定の第 83 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じ。）に関する大規模買付者の株券等保有割合（同条第 4 項に定義される株券等保有割合をいいます。なお、当該株券等保有割合の算定に当たっては、同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者及び大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）も大規模買付者の共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ。）とみなします。以下同じ。）が 15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び同法施行令第 14 条の 6 に規定される各取引を行うことを含みます。）当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される株券等をいいます。）に関する大規模買付者の株券等所有割合（同条第 8 項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じ。）とその特別関係者（同条第 7 項

に定義される特別関係者をいいます。なお、共同保有者及び契約金融機関等も特別関係者とみなします。)の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等(同条第1項に定義される株券等をいいます。)の買付けその他の取得(買付けその他の有償の譲受け及び同法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。)又は大規模買付者が当社の他の株主様との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主様が当該大規模買付者の共同保有者に該当することとなるような行為(同法第27条の23第5項及び同条第6項において当該他の株主様が当該大規模買付者の共同保有者に該当することになるとされている行為の一切をいいます。但し、当該大規模買付者の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります。)に対する事前の十分な情報開示と相当な検討・交渉期間等の確保を目的とした新株予約権の無償割当て等を活用した方策(以下「本プラン」といいます。)の導入等に関して、株主の皆様が株主総会においてその意思を反映させることができるよう、定款規定の新設をご提案するものであります。

なお、本定款変更決議は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく毀損する買収に対する対抗措置の発動など法令上取締役会が有している権限の行使を制限するものではございません。

また、会社法、証券取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、上記において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年6月予定
定款変更の効力発生日	平成19年6月予定

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第6条</p> <p>1. <u>当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者又はグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値又は株主共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び本定款によって許容される限度において、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）とする。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、前項所定の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「買収防衛策」という。）の導入、継続、変更又は廃止を決定することができる。株主総会は、取締役会が行った、かかる決定を承認する旨の決議及び既存の買収防衛策を廃止する旨の決議を行うことができる。これらの決議に関する決議要件は、本定款第18条第2項に定めるところに従うものとする。上記の買収防衛策の導入等に関する取締役会の決定が株主総会における決議をもって明示的に不承認とされた場合には、当該不承認に係る取締役会の決定は、将来に向かって無効となるものとする。</u></p> <p>3. <u>当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として、前項所定の買収防衛策に従って、当該買収防衛策において不適切な者として具体的に定められた者（以下「例外事由該当者」という。）によるその行使の条件に制約が付されるなど次項所定の内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当て又は株主割当て（以下「無償割当て等」という。）を、取締役会の決議により行うことができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、前項所定の本新株予約権の無償割当て等を行うに際し、例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、当社が本新株予約権の一部を取得することとときに、例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項、新株予約権者が例外事由該当者に当たるか否かにより異なる対価で当社が本新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項（例外事由該当者を除く新株予約権者が保有する本新株予約権についてはこれを当社がその普通株式と引換えに取得する一方、例外事由該当者に該当する新株予約権者が保有する本新株予約権については、当社が適当と認める場合には、これを現金、債券、社債若しくは新株予約権付社債その他の財産、又は本新株予約権に代わる新たな新株予約権等と引換えに取得することができる旨を定めた条項）等を定めることができる。</u></p>
<p>第6条 ┆ 第42条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第7条 ┆ 第43条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>